

## 千歳市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q &amp; A

番号	種別	質問	回答	備考
4	基準・単価	人員配置に関して、現行の介護予防通所介護では、通所介護の人員基準を満たしている場合、同一建物で同一に運営していれば人員基準を満たしていることになるが、介護予防・日常生活支援総合事業の移行に際して、通所介護とは別に総合事業に専従の職員を配置する必要はあるのか。	通所介護と介護予防通所型サービスについて、同一建物で一体的に運営されている場合、通所介護の基準を満たすことによって介護予防通所型サービスの基準を満たすこととなります。	
5		第2号被保険者への支援も総合事業の対象者となり得るのか。(法施行規則第140条62の4には2号は「外」になっているが...)	第2号被保険者については、特定疾病等による認定調査を前提としていることから、認定調査の結果、要支援となった場合、総合事業を利用することは可能です。	
6		介護予防マネジメント費の初回加算については、保険者として介護予防支援の初回加算と同様の考え方でよろしいか。	貴見のとおり	
7		介護予防支援 介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント 介護予防支援へ移行の場合、移行後に初回加算が算定出来るのか。	<p>介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのは、</p> <p>当該利用者について、過去2か月以上、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、介護予防サービス・支援計画書を作成(アセスメント実施を含む)した場合</p> <p>要介護者が要支援認定を受けた場合または介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となった場合</p> <p>例えば、ケアマネジメントCからケアマネジメントAに移行する場合は、その間2か月以上介護予防ケアマネジメント費の算定がなければ、初回加算を算定できます。</p> <p>なお、単に次のような場合は、初回加算できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者が認定の更新をして、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用した場合</li> <li>・要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となった場合(またはその逆の場合)</li> <li>・予防給付のサービスを使うことになり介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合(またはその逆の場合)</li> </ul>	
8		総合事業の利用者で、福祉用具購入・住宅改修が発生した場合、要介護認定を受ける形となるが、給付管理は発生しない。その場合には介護予防支援か、それとも介護予防ケアマネジメントなのか。	介護予防ケアマネジメントの対象となるのは、総合事業のサービスのみを利用している方となります。よって、総合事業と介護予防サービス両方の利用者は介護予防支援となります。	

9	認知症が疑われる相談者がいた場合、基本チェックリスト(もの忘れにおける該当項目)でもの忘れが該当にしくても、要介護認定の申請をしても差し支えないか。この場合受付をする者の判断で申請の可否が分かれるが、それについてはどう考えているか。判断基準が必要な場合、こういった基準(チェックツール)を用いるか。	基本チェックリストの前に受付票により、基本チェックリスト対象者が要介護認定かを振り分けることとしている。 受付票における聞き取りにおいて、要介護認定が必要と判断できれば、要介護認定申請としても構わない。	
10	通所型サービスAにおいて、送迎が必須でそれを行わなかった場合は減算になるのか。	送迎を行わなかったことによる減算はありませんが、同一建物減算の対象となった場合は、減算となります。	
11	同一建物内の減算に関して、現行では介護報酬自体が月額であるので減算も月額であるが、介護予防・日常生活支援総合事業では1回当たりの単価も導入されるのであれば、同一建物内の減算に関しても1回当たりの減算になるのか。	当初案では月額による減算単価としていましたが、1回あたりの減算単価を設けております。 介護予防通所型サービス: 1回当たり94単位(利用回数により包括単価を適用) 通所型サービスA: 1回当たり75単位(利用回数により包括単価を適用)	
12	介護予防通所型サービス及び通所型サービスAの実施場所に関して、現行の介護予防通所介護の基準を充たしていれば同一のフロアでのサービス提供はできるのか。	貴見のとおり。	
13	通所介護計画書の取扱いに関して、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行後も現行と同一の書式を使用することはできるのか。	移行後にサービスを提供する場合には、サービス計画書の表題を第1号訪問事業計画書等に修正し、現行書式を流用してください。 なお、書式内に要支援等の区分が記載されている場合は、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。	
14	通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所型サービスでは、利用定員に関して別に設定が必要なのか。それとも現行と同様に一体的な利用定員でよいのか。	国の平成27年8月19日Q&A問12のとおり、通所介護と従前の介護予防通所介護相当サービス(介護予防通所型サービス)と緩和したサービス(通所型サービスA)を一体的に行う場合の利用定員は、通所介護と介護予防通所型サービスでとの合算で利用定員となり、通所型サービスAは別に利用定員を定めることとなります。	

